



災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）とは昭和50年4月1日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、河川における損壊箇所の応急復旧並びに河道内障害物の除去（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち業務等に従事する者（以下「会員」という。）の業務等実施区間は、都内河川のうち、甲乙協議により詳細を別途定めるものとする。

2 前項の業務等実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙はあらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対し、第2条の業務等実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

（業務等の実施）

第5条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施区間へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、業務等実施区間へ出動し、業務等を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務等実施区間を所管する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務等の指示）

第6条 業務等の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の完了）

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の要求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の処置）

第9条 業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

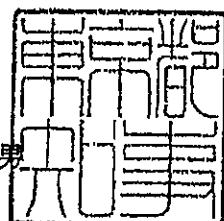
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日



甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

東京都知事 青島幸男



乙 東京都中央区八丁堀二丁目5番1号
社団法人 東京建設業協会

会長 佐藤嘉

